

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

令和7年8月29日

香川県知事 殿

協議者 住 所 香川県高松市朝日町四丁目11番59号
氏 名 三 木 鋼 業 株 式 会 社
代表取締役 三木 高彦
電話番号 087-851-7011



循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号			令和6年1月15日 7循環第49446-2号	
変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的		破碎により素材リサイクルの精度をあげ、かつゼロエミッションを促進する。	同左
	循環的な利用の方法		再生利用	再生利用
	循環的な利用の概要		別紙1の通り	同左
	事業場の所在地		坂出市坂出町乙314-14	同左
	県外産業廃棄物	一般的な名称	廃自動車、解体自動車、廃電気機器等、交換設備、無線設備、電源設備、ケーブル、アンテナ、付属品、什器、PC等	同左
		種類	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	同左
		性状	固形状	同左
		1年当たりの最大取扱量	40,431.76t／年	40,881.76t／年
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙2の通り
		住所又は所在地		別紙2の通り
		排出事業場	名称	別紙2の通り
			所在地	別紙2の通り
	当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名		同左
		住所又は所在地		同左
	県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路		別紙の通り	同左

(第2面)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後		
循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所 1,250 馬力シュレディングプラント 三木鋼業株式会社坂出工場 坂出市坂出町乙 314 番地 14	同左		
		施 設 の 処 理 能 力	240t／日 (8h)	同左	
		施設の位置、処理方式、構造及び設備	各図面、仕様書添付のとおり	同左	
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	49,000 m³/h	同左
			処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	添付資料のとおり 排水はない	同左
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	Spm14.8mg/m³ 放流水はない 添付資料のとおり	同左 取扱量の予定が 450t/年増すが、最大予定量の範囲なので生活環境の負荷には変更ありません。	
	その他循環利用施設の構造等に関する事項	添付資料のとおり	同左		
	循環利用施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	Spm0.042mg/m³	同左	
		排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	添付資料のとおり	同左	
		その他循環利用施設の維持管理に関する事項	添付資料のとおり	同左	
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理		無	無		
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）		29,568.24t/年 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 固形状	29,118.24t/年 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 固形状		

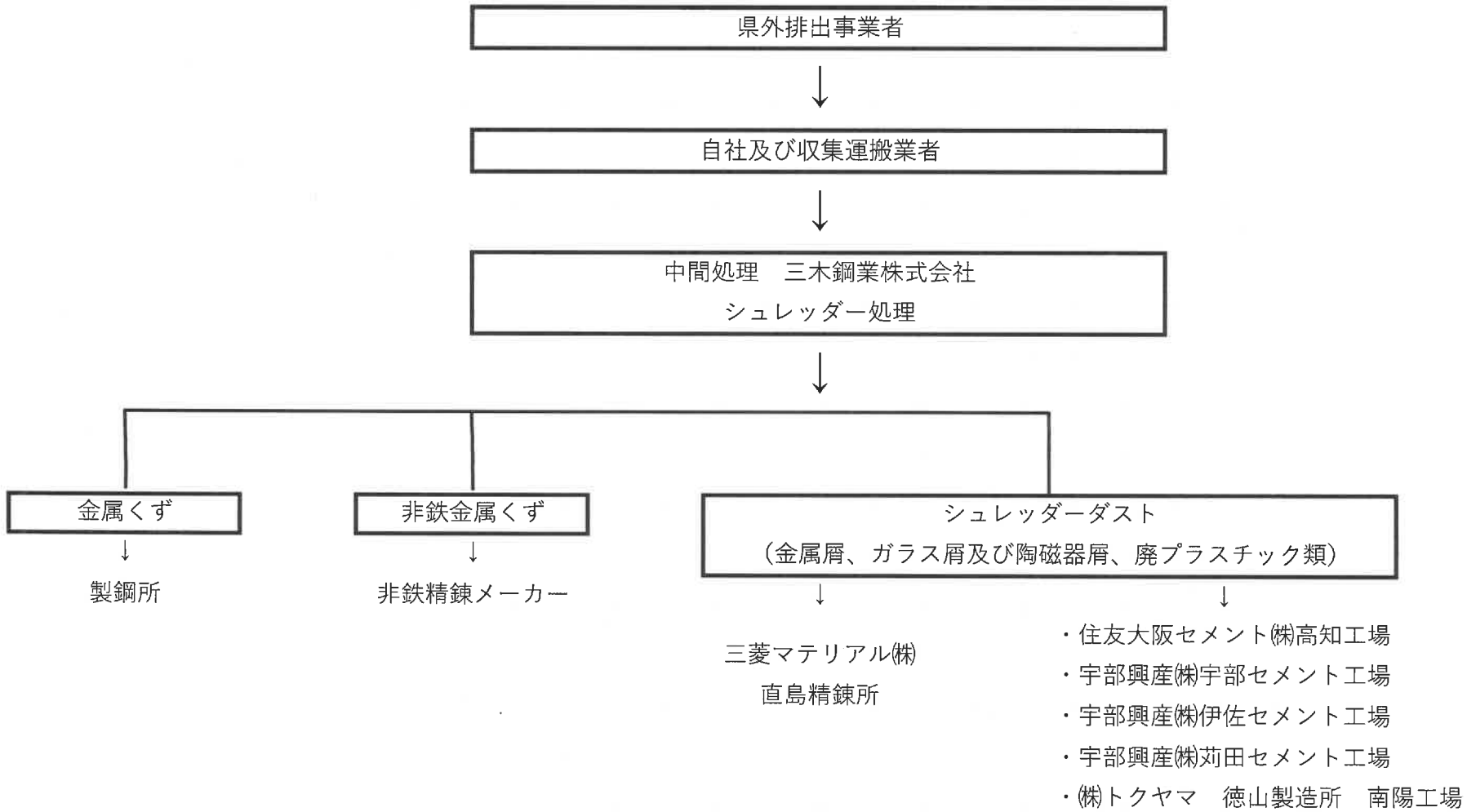
(第3面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	再 生 品	種 類	製鋼原料、非鉄金属原料	同左
			性 状	固形状	同左
			1年当たりの最大製造量	56,000t／年	同左
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		なし	同左
		再生品の利用又は取引の見込み		製鋼原料：東京製鐵(株)、新日本製鐵(株) 非鉄金属：豊田通商(株)、ワイメタル(株)	同左
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称		シュレッダーダスト	同左
		種 類	① 金属くず ② 廃プラスチック類 ③ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	同左	
			性 状	固形状	同左
			1年当たりの最大発生量	14,000t／年	同左
		処 分 方 法		住友大阪セメント(株)、宇部興産(株)、(株)トクヤマにて焼成・焼却処理後セメント原料に、三菱マテリアル(株)直島製錬所にて有価金属と銅スラグに、水島エコワークス(株)にて精製合成ガラス、スラグ、メタル、塩等にする。 (住友大阪セメント(株)、宇部興産(株)、(株)トクヤマ、三菱マテリアル(株)直島製錬所で受入れが不可能な場合、水島エコワークス(株)にて精製合成ガラス、スラグ、メタル、塩等にする。)	同左
		循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先		平川 裕貴 087-851-7011	同左
	県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合には、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			添付のとおり	
	変 更 予 定 年 月 日			協議結果通知日	
変 更 の 理 由			新規1社追加		
参 考 事 項					

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

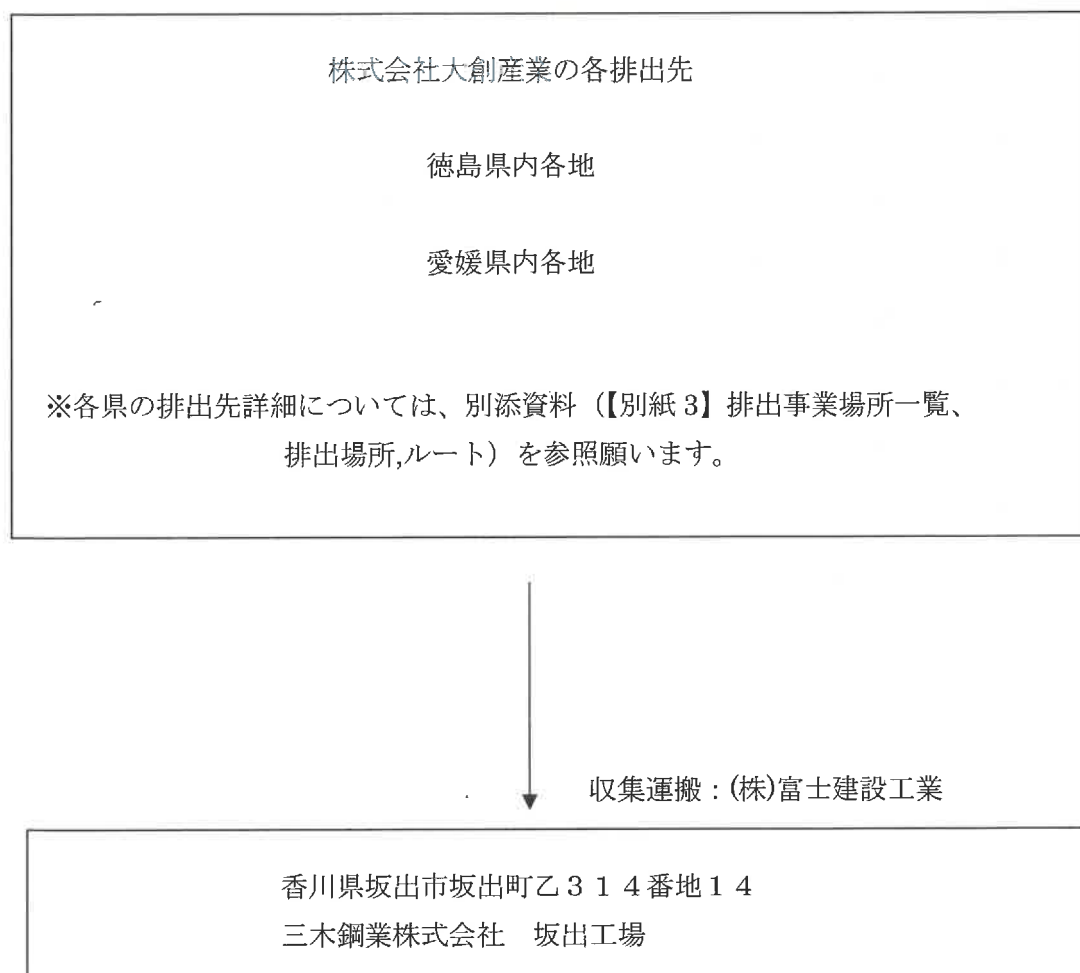
◆ 循環的な利用の概要 ◆



	変更事項	変更前	変更後
77	県外産業廃棄物排出事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		広島県東広島市西条吉行東 1-4-1 株式会社大創産業 矢野 靖二
	搬入する産業廃棄物の種類		廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず
	1年当たりの最大搬入量		200 t／年（徳島県）、250t／年（愛媛県）
	排出事業場の所在地		別紙3のとおり
	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		香川県綾歌郡綾川町羽床上 137 番地 株式会社富士建設工業 代表取締役 串田勝利
	県外産業廃棄物排出事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
	搬入する産業廃棄物の種類		
	1年当たりの最大搬入量		
	排出事業場の所在地		
	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
	県外産業廃棄物排出事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
	搬入する産業廃棄物の種類		
	1年当たりの最大搬入量		
	排出事業場の所在地		
	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
	県外産業廃棄物排出事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
	搬入する産業廃棄物の種類		
	1年当たりの最大搬入量		
	排出事業場の所在地		
	当該産業廃棄物を運搬する者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		

(2) 当該排出場所に係る事業及び排出工程の概要

株式会社大創産業から排出する、什器備品類を(株)富士建設工業に収集運搬を委託して、三木鋼業(株)坂出工場へ搬入し、再生資源化を行う。



搬出事業者、搬出場所、ルート

排出場所	住所	ルート			
徳島県内各地 (別紙参照)	別紙参照	ルート① 拠点番号: 1~13			
		徳島IC	→	坂出IC	→
		徳島自動車道		高松自動車道	
		ルート② 拠点番号: 14~16			
		板野IC	→	坂出IC	→
		徳島自動車道		高松自動車道	
愛媛県内各地 (別紙参照)	別紙参照	ルート③ 拠点番号: 17~20			
		県道12号	→	国道438号	→
		県道186号	→	県道186号	→
		ルート④ 拠点番号: 21~22			
		宇和島北IC	→	坂出IC	→
		松山自動車道		高松自動車道	
		ルート⑤ 拠点番号: 23~28			
		今治湯ノ浦IC	→	坂出IC	→
		松山自動車道		高松自動車道	
		ルート⑥ 拠点番号: 29~43			
		新居浜IC	→	坂出IC	→
		松山自動車道		高松自動車道	
		ルート⑦ 拠点番号: 44~47			
		三島川之江IC	→	坂出IC	→
		松山自動車道		高松自動車道	
		ルート⑧ 拠点番号: 48~52			
		三島川之江IC	→	坂出IC	→
		松山自動車道		高松自動車道	